

自然災害等の被災会員に対する年度会費免除措置について(申し合わせ)

1. 本学会は、地震、水害などの自然災害等で住家を被災、又はこれに準ずる被災（被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯に認定された方等）をした会員の年度会費を免除できる。
2. 会費免除措置適応の対象者
災害の別を問わず、内閣府の定める「災害の被害認定基準」に基づき、地震、水害などの自然災害で住家の「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又はこれに準ずる被災（被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯に認定された方等）を被った正会員。
3. 免除額
免除される会費は、原則申請された年度の本学会会費とする。但し、当該年度の会費が既に納入されている場合は、次年度の会費を免除する。
4. 申請書類
申請は本人によるものとし、以下の申請書類を提出することとする。
 - (1) 日本体育学会年度会費免除願（別紙）
 - (2) 罹災証明書（新規申請の場合のみ）
5. 申請期間
災害の別を問わないことから本学会ホームページに、対象者ほか必要事項を常時掲載し、随時、申請を受付ける。なお受付期間は発災から1年以内とする。
免除の継続を希望する場合は、免除を希望する年度の前年度2月末までに申請を行うこととする。
6. 審査、決定
庶務委員会において、申請書類を基に会費免除の可否を審査し、直近の理事会で決定し、申請者に通知する。
7. 書類の送付先
上記の、(1)会費免除願、(2)罹災証明書を、メール、ファックス、郵送のいずれかの方法により日本体育学会事務局宛に送付する。